

一般社団法人日本癌治療学会ホームページリンク設定に関する規約

第1章 総則

(適用)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会ホームページ（以下、一般社団法人日本癌治療学会を「本学会」といい、一般社団法人日本癌治療学会ホームページを「学会ホームページ」という）のリンクについては、この規約による。

(目的)

第2条 学会ホームページと、国、地方公共団体及び国内外の公共性の高い団体等のホームページとのリンク設定は、会員をはじめとする閲覧者の便宜を図り、本学会の活動に関する情報をより広く発信し、また、関係機関又は団体の広報活動を支援することを目的とする。

第2章 学会ホームページへのリンク設定

(リンク許可の基準)

第3条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 前条に定める目的に合致すること
- (2) 公的機関、公共性を有する団体、又は、その他、本学会が適当と認める団体のホームページであること
- (3) 掲載内容が、当該団体を所管する国又は地方公共団体等の指導・指示、並びに、著作権法等関係法令を遵守していること

(リンク不許可の基準)

第4条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号のいずれかに適合するものはリンクを認めない。

- (1) もっぱら、営利、政治、宗教、その他、学会ホームページとリンクすることがふさわしくない事項を目的とするもの
- (2) 掲載内容が、公序良俗に反する、又は、他者を誹謗中傷するもの
- (3) 科学的根拠のない記載及び誇張により、閲覧者に誤った情報を与えるもの
- (4) 学会ホームページにリンクすることにより、本学会と特別な関係があるように装ったり、リンクの設定自体を営利目的としたりするもの
- (5) 本学会の社会的信用を損ない、又は、本学会に経済的損失を生じさせるもの
- (6) その他、本学会が不適当と認めるもの

(リンク申請及び許可)

第5条 本規約に同意のうえ、学会ホームページへのリンクを希望する機関又は団体のホームページの管理責任者（以下、「管理者」という）は、本学会広報・渉外委員長（以下、「担当委員長」という）に対し、次の各号により、申請することができる。

- (1) 申請は、郵送、ファクス、又はe-mailによること
- (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
- (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページURLの提示、又は、開設前である場合には、内容がわかる詳細な説明書等による）
- (4) 管理者又はその代理人の連絡先（e-mailアドレス、電話、又はファクス）を明示すること
- (5) 本規約への同意を明示すること

2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条の各号に照らし、リンク設定を許可することの可否を決定し、その結果を管理者に通知するものとする。

3 担当委員長は、前項の可否の決定に慎重な検討が必要と判断したときは、広報・渉外委員会（以下、「担当委員会」という）の協議により可否を決定する。

(リンク設定上の留意事項)

第6条 前条に定める手続きにより、学会ホームページへのリンク設定を許可されたときは、管理者は、原則として、学会ホームページのトップページにリンク設定を行い、リンク先が学会ホームページであることを当該ホームページに明記しなければならない。

(リンクの解除)

第7条 学会ホームページへのリンク設定を許可されたホームページの内容等が変更され、第3条の各号に適合しなくなったとき、あるいは、第4条に適合すると判断された場合は、管理者は速やかに学会ホームページへのリンク設定を解除しなければならない。

- 2 担当委員長は、学会ホームページへのリンク設定を許可したホームページが第 3 条の各号に適合しなくなったことを知ったとき、第 4 条の各号に該当すると判断したとき、又は、第 3 条と第 4 条の規定を満たさず、かつ、第 5 条に定める手続きを経ず随意に学会ホームページにリンク設定をしているホームページがあることを知ったときは、管理者に対し、直ちにリンク設定を解除するよう申し入れると同時に、そのことを担当委員会に報告するものとする。

第3章 学会ホームページへからのリンク設定

(リンク基準)

第8条 学会ホームページからリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 第 3 条の各号に適合するものであること
- (2) 公的機関、若しくは、原則として、500名以上の会員を有する学会、研究会、その他の非営利の学術系団体のホームページ、又は、それらが主催する学術系の集会のホームページであること

(リンク申請及び許可)

第9条 本規約に同意のうえ、学会ホームページからのリンク設定を希望する機関又は団体等ホームページの管理者は、担当委員長に対し、次の各号により、申請することができる。

- (1) 郵送、ファクス、又はe-mailによること
- (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
- (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページURLの提示）
- (4) 管理者又はその代理人の連絡先（e-mailアドレス、電話、又はファクス）を明示すること
- (5) 本規約への同意を明示すること

2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条各号の条件に照らし、当該ホームページが前条各号に明らかに違背していると判断した場合を除き、リンク設定の可否について、担当委員会の協議に付す。

3 担当委員会の協議における全会一致の賛成をもって、リンク設定を許可し、許可の決定がなされたときは、担当委員長は、速やかに学会ホームページから当該ホームページへのリンク設定を行う。

4 第2項において、担当委員長は、当該ホームページが前条各号に明らかに違背していると判断したときは、リンク設定を不可とし、担当委員会に速やかに報告する。

5 リンク設定の可否いずれの場合にも、担当委員長は、速やかに管理者に結果を通知する。

(本学会の各種委員会又は会員からのリンク申請)

第10条 本学会の各種委員会又は会員は、学会ホームページから、他機関又は団体のホームページへのリンク設定を希望するときは、担当委員長にリンク設定を申請することができる。

2 前項のリンク申請及びその可否決定の手続きは、前条の規定を準用する。この場合には、前条第 1 項及び第 5 項に「管理者」とあるのは、「各種委員会又は会員」と読み替えるものとする。

(管理者の留意事項)

第11条 学会ホームページからリンク設定されたホームページのURL、当該機関又は団体の名称等、申請時に提示した事項に変更があったときは、管理者は、速やかに担当委員長に通知しなければならない。ただし、第10条の各項によりリンク設定が許可されたホームページにあっては、この限りではない。

(リンクの解除)

第12条 学会ホームページからリンク設定を行ったホームページの内容等が変更され、第 7 条の各号に適合しなくなったときは、管理者は、速やかに担当委員長に通知しなければならない。ただし、第 10 条の各項によりリンク設定が許可されたホームページにあっては、この限りではない。

2 担当委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにリンク設定を解除すると同時に、第 1 号及び第 2 号による解除に際しては、そのことを担当委員会に報告するものとする。

- (1) 前項の通知を受けたとき
- (2) 当該ホームページが第 7 条の各号に適合しなくなったことを知ったとき
- (3) 当該ホームページのURLが管理者からの事前の通知なく変更されたとき
- (4) 集会のホームページ又は申請時にリンク設定の期限が提示されているホームページについては、集会又は期限が終了したとき

第4章 学会ホームページの移動及び免責

(学会ホームページの移動)

第13条 本学会は、学会ホームページのURLを変更するときは、事前に学会ホームページ及び機関誌に変更の通知を掲載して広報するものとし、管理者に対し、個別の通知は行わない。

(免 責)

第14条 学会ホームページと他団体等のホームページのリンク又はリンクの不許可・解除等により、当該団体、当該団体ホームページ閲覧者、管理者及び第三者に何らかの損害が発生しても、学会は、いかなる責任も負わないものとする。

第5章 補 則

(理事会への報告)

第15条 担当委員長は、学会ホームページと他団体等のホームページのリンク状況について、適宜理事会に報告を行わなければならない。

(変 更)

第16条 この規約は、担当委員会の協議及び議決を経て、かつ、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月17日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年12月24日から施行する。